# 『新修鷹経和解』の翻刻と解題

秋 吉 正 博

### The Study and Reprint of Shinshû- yôkyô- wage (新修鷹経和解) AKIYOSHI, Masahiro

キーワード:新修鷹経和解、新修鷹経諺解、林葛盧、徳川吉宗、昌平坂学問所

解 題

和解』を翻刻して若干の解説を加えたい。成立と関わりの深い『新修鷹経和解』を取り上げた。本稿では、『新修鷹経諺解』を翻刻して解説を付け、『新修鷹経諺解』の

外題題箋「鷹経和解 に伝来したことが分かる。 所」の印、 て書き直している箇所や空白になった箇所がある。表表紙に「昌平坂学問 あたり十九字を基準とする。こちらは漢字・片仮名交じりの文体であり、 の本文は鷹経の本文の一行を二行割書きにしたもので、半丁十八行、 漢文体の白文であり、半丁九行で一行あたり二十一字を基準とする。 おり、鷹経の各項目の本文に和解の本文を添える形である。鷹経の本文は 綴であり、表表紙・裏表紙・遊紙を除く墨付き四十六丁である。 だのふられた漢字も見える。また、文中には、誤記の上に付箋を貼付し 国立公文書館内閣文庫に収蔵する『新修鷹経和解』の体裁は全一 「文政庚寅」の印が捺されている。江戸時代後期は昌平黌・昌平 一丁表に「浅草文庫」、「日本政府図書」の印、巻尾に「昌平坂 明治時代初期以降は大学 (文部省の前身)、浅草文庫、 上中下 完」を貼付する。本文は細い字で書かれて 表表紙に 内閣文庫 刪 一 行 和解 袋

『新修鷹経和解』は、『新修鷹経』という漢文体の鷹書を江戸時代中期

正本を書写したものだろうか。

正本を書写したものだろうか。

正本を書写したものだろうか。

正本を書写したものだろうか。

著者は巻首の通り、江戸幕府の儒官、林信如和語で解釈したものだろうか。

著者は巻首の通り、江戸幕府の儒官、林信如和語で解釈したものだろうか。

正本を書写したものだろうか。

正本を書写したものだろうか。

い。 で成にあたって参照された重要なものとして『新修鷹経諺解』を捉え直し解』の諺解本文を比べてみると、共通する部分がかなり多い。『新修鷹経和解』の語解本文を比べてみると、共通する部分がかなり多い。『新修鷹経和解』に注目した。『新修鷹経和解』の和解本文と『新修鷹経語の一つ、『新修鷹経和解』の稿本・進献本の存在は知られていないが、前稿では、『新修鷹経和解』の稿本・進献本の存在は知られていないが、前稿では、 その影響を受けたものであろうと考えている。

期以降の写本に拠っている。ほぼ同じ内容の奥書を付した例が多い。『新修 の官人に下賜したというものである。 き写したものであろう。その内容は、 鷹経和解』の末尾においても、『新修鷹経』の奥書を引用している。この奥 書類従の刊本などに収載されて広く知られた『新修鷹経』 『新修鷹経和解』の作成にあたって参照した『新修鷹経』写本から引 平安時代初期に嵯峨天皇から主鷹司 は、 中世

として扱われていたようであり、同じ書名・巻数で広く知られる『新修鷹 漢籍の一つ「新修鷹経三巻」との書名・巻数の一致を重視している。『日本 された漢籍であるとも考えられているが、その評価は定まっていない。か 経』こそが、海外から日本に輸入された「新修鷹経三巻」と同一の書物か、 国見在書目録』に見える「新修鷹経三巻」は、平安時代初期の日本で漢籍 と指摘したが、現在は考えが少し変わり、『日本国見在書目録』に所載する つて拙稿では 近によって編纂された勅撰の書物であるとも、中国で作られて日本に輸入 『新修鷹経』をめぐる伝承とその考証はいくつかあり、嵯峨天皇やその側 『新修鷹経』が日本で作成された可能性もあるのではないか

受容の状況を窺い知ることができるものは、『新修鷹経』を和語で解釈した 書物である。そのような書物も中世以降いくつか知られている。中世後期 たことがうかがえるであろう。 ことから、どちらかといえば、『新修鷹経』 は書き記していない。中世後期の『鷹経弁疑論』、近世中期の 鷹経の本文を校合するために参照されている。『鷹経弁疑論』や『新修鷹経 末期以降のものばかりである。『新修鷹経』の写本以外にその内容や後世の 識語に「新修鷹経上中下以類書及弁疑論再三遂校合了」と記されており、 『鷹経弁疑論』が代表的である。この『鷹経弁疑論』は、『新修鷹経和解』 『新修鷹経』の内容の吟味を十分に行なう必要はあるが、その写本は中世 などは、『新修鷹経』を重視しているにも拘らず、その由来を明確に 『新修鷹経諺解』のように、 和語で解釈する書物が作成されている は漢籍として受け止められてい 『新修鷹経和

- (1)「『新修鷹経諺解』の翻刻と解題」(『八洲学園大学紀要』第七号、二〇一一年)。【注】
- 2 福井保『江戸幕府編纂物 解説編』(雄松堂出版、昭和五十八年) 一七〇~一
- 3 「『新修鷹経』の構成」(『八洲学園大学紀要』創刊号、二〇〇五年)。
- 『続群書類従』第十九輯中(続群書類従完成会、一九七七年)。

 $\widehat{4}$ 

### 二 翻刻

《凡例

- 四一〇二八五。 国立公文書館内閣文庫所蔵『新修鷹経和解』を翻刻する。 請求番号一五
- である。 原本は全一冊、袋綴、 縦二十六・六糎、 横十七・九糎、 墨付き四十六丁
- ある。 表表紙と裏表紙がある。表表紙に貼付された外題題箋には 上中下 完」と墨書される。表表紙の右上には「昌平坂学問所」の印 「鷹経和解 が
- 遊紙が表表紙の次に一丁ある。
- 一丁表には「浅草文庫」、「日本政府図書」の印、 「昌平坂学問所」、「文政庚寅」の印が捺されている。 巻尾の四十六丁裏には
- 半丁は(白紙)」(一オ)と表記した。 りは鍵括弧で示して丁の末尾に」(一オ)と付けた。墨付き無しの白紙の 丁は一丁表、一丁裏…と数え、(一オ)(一ウ)…と表記した。 の区
- 鷹経本文及び和解本文の割付は原文通りではなく、その改行箇所は示し を基準とする。 ていない。鷹経本文の割付は半丁九行で、一行あたりの字数は二十一字 行割書きにした割付で、 和解本文は鷹経本文の行頭より二字下げ、鷹経本文を二 一行あたりの字数は十九字を基準とする。

本文は、掲載誌面の都合上、鷹経本文と同じ一行書きとした。

- 鷹経本文と和解本文それぞれの割注の二行書きは、〔 〕で括って一行書
- 鷹経本文は白文のままとした。和解本文の句点は適宜振ったが、 振らなかった。 読点は
- 片仮名は旧仮名遣いを用いた。「エ」と「ヱ」の使い分けには疑問もある が、なるべく原文のままとした。
- 清濁は原文に拠った。濁点の付け方に疑問のある箇所も多いが、 原文の
- 「子」、「井」の表記は文意に従ってそれぞれ現行の片仮名表記の「ネ」、 ままとした。
- 「ヰ」に改めた。
- 特殊な合字は現行の片仮名表記に改めた。
- 平仮名の「く」に見える文字で、二文字分の繰り返しを示した畳字であ る場合は、便宜的に「く」を用いた。
- 漢字一文字の畳字は「々」、「く」等を用いた。
- 片仮名の畳字は「、」、「、」、「ふ」で表記した。
- まとした漢字もある。 旧漢字は出来る限り現行書体に改めた。「鹽」、「絲」など一部で原文のま
- 異体字はその正字に最も近い現行書体に改めた。一部は外字を作成した。
- 照して正しい文字が判明する場合は、傍注を ( )で括って施した。 判読不明な文字は■を用い、和解本文の文字が空白である箇所は□を用 いて示した。また、誤字はそのままにしている。該当箇所で諺解等を参
- 本文の付箋に記されている朱書の文字は「 」で括り、その傍に(付箋)

鷹経本文、和解本文の数か所には頭注がある。該当の本文の傍に(※)記

巻末の道具図、 号を付して、その項目の末尾に注記を挿入した。 灸穴図は紙幅の都合上省略した。

### 《翻刻本文》

(表表紙の右上 「昌平坂学問所 印

(表表紙 外題題箋)

鷹経和解 完

以下、 新修鷹経和解 翻刻本文。 オの巻頭に 「日本政府図書」、 「浅草文庫」の印あり)

奉 官命国学講官 林

校正 述

云ナリ。」 、序ハ緒ト同シ意ニテ書。一大意ヲ絲ノ如ク云ヒノヘタル体ノ文ヲ序ト

像勒成三卷名曰新修鷹経斯事雖細可以喻大凡厥来者得以観焉 応機任馴擾以効力豈同魯侯之鵠徒費稲梁衛君之鶴空御華軒哉若乃妖寿快性 萃故孫行人喩忠猛於前支道林賞神俊於後僕毎因務隙不廃玩好愛其隨指授以 子之娯楽助庖饌之宰肉以彼一物兼茲衆美」(一オ)雖同族於羽毛固殊恵而抜 至行戮義也食不忘先敬也誅不避強勇也動無遠而不覧物有形而尽見智也成君 寔有相法調養瘳治非無厥術所以斟酌古今隨類甄別懼覧之者未詳重復示以図 夫鷹者俊鳥也禀瑤光之精気生鐘岱之増巣驍材自天雄姿邈世春化為鳩仁也

殊ニシテ群類ヲヌキンテタリ。 多クノ美徳ヲ兼タリ。 子タル人ノモテ遊ヒ楽ト成リ庖厨膳具ノ肉ヲタスク。一物ニシテ如是 食スル時ニ先祖ヲ忘レサルハ敬也。攫搏ニ強キヲモ恐レサケサルハ勇 春ハ化テ鳩トナルハ仁ナリ。秋ニ至」(一ウ)リテ殺伐ノ戮ヲ行ハ義也。 夫鷹ハ俊逸ノ鳥ニテ瑤光星ノ精気ヲ請テ鐘岱ト云ヘルニツノ高山ノ巣 へ後ニハ僧支遁林神妙ニスグレタルコトヲ称ス。 僕シャシャ ノ中ニ生ス。驍才自然ニソナハリサカンナル姿世ニ遥ニスクレ越タリ。 動ク時ニ遠レトモ見スト云フナク物形アレハ悉ク見ルハ智也。君 類ヲ羽ネアルモノニ同フストイヘトモ誠ニ智恵 故ニ前ニハ孫行人忠儀勇猛ノ人ニタト 勤ノ隙毎ニ翫ヒ

ノ人以テコレヲ見ヨト云フ。」(二ウ) がスコトヲステズ。指南ニ隨テ機ニ応シ馴擾ニマカセテ力ヲイタスコ好ムコトヲステズ。指南ニ隨テ機ニ応シ馴擾ニマカセテ力ヲイタスコ好ムコトヲステズ。指南ニ隨テ機ニ応シ馴擾ニマカセテ力ヲイタスコ好ムコトヲステズ。指南ニ隨テ機ニ応シ馴擾ニマカセテ力ヲイタスコ好ムコトヲステズ。指南ニ隨テ機ニ応シ馴擾ニマカセテ力ヲイタスコ

### 新修鷹経上

ゥ。ì 〔鷹ノ事ヲカキシルセルコトヲ新ニアミヲサムル意ニテ新修鷹経ト名

### 形相

之所及也今略」(三オ)陳法列之于後悪而形相善者時有焉譬以言信行失之宰予以貌度性失之子羽理既微奥非識量識情性竟何異哉孫楚之賦賛其形状魏収之経述其體例但形相悪而心術善心術相者蓋性命之著平形骨吉凶之道平気貌者也後魏顕祖有言雖人鳥事別至於資[鷹ノカタチスガタヲシルセル段ナリ。]

テフカキコトナレハ智恵推量ノ及トコロニアラザルユへ大概鷹ノ諸法 シクミユレトモ性ノ正キコトハ澹台滅明ノコトキ人モアリ。 日 トモ形バカリハヨキモアリ。タトヘテイハ、口ニイフトコロノ言葉ハ ラ鷹ノスカタカタチハアシケレトモ心ノサトキモアリ。 ヲホメ隋ノ魏収カ鷹ノ経ニハ専ラ体様子ヲイ、述ベタリ。 モノシルコトモ本性モ同事也トイヘリ。晋ノ孫楚カ鷹ノ賦ニハ専ラ形 相者本性ノアラハル、トコロカタチ骨髄ヲ平ニシ吉凶ノ道モ気ト アラハル、ナリ。後魏ノ顕祖献文帝モ人ト鳥ト事ハ各別ナレトモ質モ 「ケレトモ身ニ行フニ不足アルハ宰予ノゴトキ人モアリ。 述テ左ニカキツラネシト云フ意也。」(三ウ) 心ハアシケレ 形ハスサマ シカシナカ 此理ハ至 ·貌 二

### 相鷹大体法

〔鷹ノ善悪ヲ目利スル大体ヲシルセル段也。〕

曰鈍羽] 向下以肩摩 首 體是不謂良鷹也 也 則捉不能遠逐凡鷹髀脛倶短肘骨屈曲而腰剛是謂鳬居鷹也古人為良今則不可 三段鷹也凡鷹體如蔓菁根上下毛羽倶短如剪是謂蔓青鷹也如此之徒鳥若近起 頂鼻孔窄而鳴声不美觜小而仰頂細而撓或如曲鈎一翼節骨小翼羽短曲 **褁身體如軽〔軽者前下詩小雅如軒如軽〕繋格上韓之時騫翥向上為佳若騫翥** 視之毛羽似少骨肉還多前者有胸腹而無羽翼彎如軒 凡良鷹體者欲得魁岩 相薄両脚離懸在一於此是謂醜鷹也 腋 (四オ)羽起出覆羽乱起而出腰細弱尾本細末広髀短脛細長両肘 〔大者威能凌鳥小者鳥所凌也〕 凡醜鷹體者頭小而尖瞳子小露目後溝穴而近 凡鷹頸仰體俯腰低〔雖低不弱也〕是謂 [軒者前高] 遠而視之毛羽如多近 後者以羽 〔世号

其ノカタチ遠クヨリ見レバ毛ハフカク多キ似テ近ツキテ見レハ毛ハア ハミヂカクハギハホソク長シ。 ミダレヲコリイテコシハホソクシテヨハク尾ハ本ホソク末ヒロクモヽ 骨小ク短クシテマカレリ。 テ上へアフキクビホソクシテクハミマガレルハリノ如シ。一ノ翼ブシ キテアリ。鼻ノ穴スホフシテナクコヘモウルハシカラズ。觜ハ小クシ クシテトカリヒトミ小サクアラハル。溝穴目ノウシロクビノ方ニ近ツ スル是ハヨキ鷹トハイワズ。 スヘテアシキ鷹ノカタチハカシ「ラ」小 時ハトバイ上へムカフヲヨシトス。モシ下へムカへハ肩ニテカシラヲ キヲホヘルガコトク見ユル也。格ニツナキタカタ「ヌ」キニノボスル ルコトクナリ。ウシロハネツバサニテ惣身ヲツ、ミタル様ニテウツム バカリアルヤウニテハネツバサナキ様ニ見へソリカヘリアフノキアカ サクスクナキヤウニテカヘツテ骨肉ツキ多キナリ。前ハ」(四ウ)胸腹 ナルハ諸鳥ヲシノグ威勢アリ。 小ハカヘツテ諸鳥ニシノガルヽガ故也 スヘテヨキ鷹ハカタチタクマシク大キナランコトヲコノムナリ。大キ (類一色モアレハ是ヲアシキタカト云」(五オ) 是ヲ鈍羽ト云フ。腋羽ハヲコリイテ覆羽ハ 両ノヒチウスク両ノアシアヒハナレタ っ。 スヘテ鷹ノクビ

いヨロシ「カ」ラストスルナリ。 リマガリテ腰ツヨキハ是ヲカモヰ鷹ト云フ。古人ハヨシトスレトモ今トレトモ遠ク鳥ヲヲフコトナリカタシ。又モ、ハギ共短ク肱骨カ、マキレルガコトクナルヲカブラ鷹ト云フ。カヤウノ類ハ鳥近クツトキハヲ三段鷹ト云フ。又其タイカブラネノコトクウへシタノ毛モ羽モ短クアフノキタイハウツフキ腰ハタル。タルレトモヨハキニハアラズ。是アフノキタイハウツフキ腰

## 、※)頭注の付箋に朱書で「ツク」と有り。

### 相別體法

像尾者不関吉凶或曰箭像尾者良揚摧而論不必吉也尾幹屈挙而 甲不嫌広狭雖有此肩相違者為體重也羽幹方而羽次蜜者」(六ウ) 快武心也目者欲離觜稍近後浅深小大与體相称眼光清利如明星静而不」(五ウ) 耐迅飛加以毎送年弥拙耳凡毛者欲剛蜜鮮浄故傅玄蜀都賦曰青體素羽取其浄 末俱襛而強直 亦體鈍也又凌風羽欲正附翼如有如無或曲附者自然揚出此為醜也凡尾者欲本 側□尾上羽次踈薄末少平可腋羽覆羽重銭羽皆相薄覆如約着羽葉厚勁羽翰如 長而腹小者飢難矣能其去就然後可放凡背者欲有溝穴凡翼羽者欲長直如鳩羽 出雖有肥瘦不変恒體骨長而肚窳腹大此乃為寿骨短而腹大者飢易但短命也骨 薄而高指与肩倶薄一翼節骨大而高肩与一翼節骨間隆起相経此乃迅飛在一於 子偏長者不得通飛樹中偏短者此似鷹非真鷹也凡肩者欲剛厚二翼節骨」(六オ) 懼或垂出者並為醜拙但放時不驚情也凡頸者欲襛長短与體相称其上隆起如卵 本襛末細黒而潤澤上觜似鸚鵡吻上狭下大者下觜直而広開若曲撓者上平則麁 長吻不輙開愁毛不起〔愁毛者突金後毛是也〕此乃寿相亦鳴声響高凡觜者欲 故幽明録曰楚王之鷹軒頭澄目遠瞻雲際欲下鵬雛也凡鼻者欲穴大息細緩而且 転視物如対鼻後眼前溝深隴高檐広而透如此之徒情不転移能捉大物亦為寿也 凡鷹頸者欲大而守静頂平中高口頷倶大擎繫之時頭正与格韓相当如此之徒有 広大但老鷹者若斑文欠不廃耳凡臀者欲孔大 斯則羽相不合猶不廃少飛縦肩羽有相頭目違理者為體重也凡胸腹者欲広大溢 一六機速體軽取毛堅背上有光頂面毛潔此寿之相也胸腹斑毛欲 [或日越逸也] 承尾柔細而饒蜜如白綿尾魁襛而如甲其箭像町 [俗号為最矢] 其 本襛末細者不 (七オ) 好為逆羽者

> 之脚団者」(八オ)難側編者易側但雖団脚得癈必側 鳴声羅鷹者毛羽鮮美色如曬攥恒少鳴声如以毎経年数老幼難了或雖歷 集格時易抗幣相羅巣鷹者難知者也但駕鷹者捉鳥放毛啣不示人捉囓人手恒多 法曰脛短〕 之一少内平而筋多髀蒺莉骨背大肘毛流靡於後也凡脛者欲襛短而如円 飛謂背険飛下也〕腰弱者雖耐上下飛而失物色凡髀者欲長外隆起如 首尾騫翥放時能上飛 毛羽斑文不変脚形亦不改前或班文年年減脚形易側変改多端誰知其機然総言 末細上隆下平黒而潤澤鉤曲大者捉鳥不被奪本末失襛鉤曲小者捉鳥好抽脱又 者也大指集格韝三時而正相対小指亦得正立後指本上皮薄而柔凡爪者欲本襛 節大跌平而枯若肥溢」(七ウ)而色如地黄者易腫也凡指者欲放節大而間開縮 其薄弱者毎経年成偏側之容枯不膩者為寿故孫楚鷹賦曰足若雙枯凡足者欲踝 時好漸挙尾揺動低頭遠放此乃孔大力多之所致也凡腰者欲勁其奔格上時 傍視如広前視如細肌皮鱗次有檘積文不論文大小 [上飛謂険飛値上也] 此頸相也但劣下飛而亦失物也 〔跌指文欲同 甲以手揣 三四

王ノ飼へル鷹ハ頭ヲアゲ目ヲス」(八ウ)マシテ雲際ヲ遥ルバル見ヤリモ長キ也。ソレユヘ□□□「□」幽明録トイヘル書ニモムカシ楚ノ文 ナリ。 テ鵬トイヘルスグレテ大キナル鳥ノ雛ヲトリシトシルセリ。 シテ間スク。カ様ノ類ハ心外へフレウツラス也。ヨク大物ヲトリ寿命 ワキ目ヲフラス 也。鼻ノ後眼ノ前ミゾタチフカクウネハ高ク檐ヒロク マリテミダリニ転シウゴカズ。物ヲミレハ正面ニサシムカヘルコトク ヲコノム也。眼ノヒカリスミテサヘタル星ノ如「ク」ヒトミ静 カヨリ目ノアサ、フカサ大サ小サ其鷹ノ揔体トツリアヒカナハンコト ヤウノ類ハコ、ロヨクタケキ心アル也。目ハハシノ方ヲハナレ後ニチ スヱツナク時頭モチ正ク直クシテホコタカタヌキト正面ニ相当ル。 ハタヒラカニシテ中ダカニシテ口ヲトカヒ共大キナルヲコノムナリ。 スヘテタカノクビハ大ニシテミタリニウコカサルヲコノム。イタヾキ ハ穴大キニ息ホソクシヅカニシテナカク吻ミタリニ開カス。 ザルヲコノム也。 又鳴声ノ響モ高シ。 愁ノ毛ハ突金ノウシロノ毛也。 ハシハ本ノ方アツク末ノ方ホソク色黒クウ 是ハ寿命ノ長キ相 愁ノ毛タ スヘテ鼻 ニーサタ

「ニク」キトス。タ、シアハスル時意ヲトロカサル也。スヘテ頸 ヤカニシテユタカニキビシキコト白 ランコトヲコノム。 肥タルト痩タルトノ違ハアレトモ鷹ノ本体ヲチガヘズ骨長クワキハラ 短カスギタルハ鷹ニ似タレモ 正真ノ鷹ニハアラス也。 クナガミチカ其惣体トツリアヒカナヒ上タカクヲコリタチ玉子ノ如 ルハカラクノ クスグナランコトヲコノム。 自然ニアガリイツ。 キヒシキハヨシ。 チ尾ノ上ニ置ヲコノム。羽ノ次薄ク末少シ。平ナルハヨシト 腹ノ大キナルハ飢ヤスク命モ短キ也。 クボク腹ノ大キナランコトヲコノム也。 ヒタルハ体重キ也。 ハ飛フコトヲヤメズ。タトヒ肩羽ハ相ニカナフトモカシラ目理ニチカ トヲコノム。是ハトク飛フ。斯ノ一色モアレハ羽ノ相ハアハズトモ少 骨大ニシテタカク肩ト一ノハブシトノ骨ノ間タカクタチテアヒヘンコ ク二ノハブシ骨ウス」(九オ) ク高クサシ肩トトモニウスクーノハブシ ナランコトヲコノム。長スキタルハシゲリノ中ニ通シ飛コトナラズ。 スグニシテ広ク開クヲコノム也。 レトモ肩ノ相チカヒタルハ體重キ也。 ノ葉」(九ウ)厚ツヨク羽ノクキ甲ノコトク広モ狭モキラハズ。此相ア ノ羽覆羽重銭ノ羽ミナウスクヲホフテツ、マヤカニ着タルカコトク羽 ノソレンカソレサランカヲ考ヘテ其後ニ放チアハスヘシ。 サニツキアレトモナキ様ニ見ユルヲヨシトス。 アガリクダクレ ホヒツヤアリ。 物ニモヲソル、也。 逆羽ヲナスハ體ニブキ也。又凌風ノ羽ハタヾシクツサッバス 上ノ觜ハアウムノ如ク吻ノ上セマク下タ大キニ ハ論スルニ必スヨシトゼズ。尾ノ幹屈アカリテ本ア像ノ尾ハヨシアシニアツカラズ。或ハ箭像ノ尾ハヤ 是ヲアシ、トス。尾ハ本末トモニアツクシテツヨ ツバサ羽ネハ長クスグニシテ鳩ノ羽ノ如 スヘテ胸腹ハヒロク大キニムツクリトハリイティ ハ越逸ト云フナリ。 モシマガリタハムモノ觜ノ上平 或 キワタノ如シ。尾 魁ハアツクシテ 羽ノシン角ニシテ羽ノ「ナ」ミ Qニ放チアハスヘシ。背ハ溝穴ア骨長腹小ナルハウヱカタク能其 ハタレイヅル 是ハ寿命長トス。 或ハマカリテツクハ 尾ウケハ柔ニコマ ハ何モアシクミ 肩ハツヨクアツ 骨短クシテ って。 クソハタ ハアツ 朩 下 口

皮薄シテ柔也。」(一一オ) ク相向ヒ対シ小指モ又タヾシク立ツコトヲエタリ。 ンコトヲコノム。大指ハホコタカダスキニサルコト三時バカリタヾシ クト云イテ両ノ脛 カサルヲ寿命長シトス。 年ヲカサヌルタビニカタヨリソハダツカタチヲ成ス。カレテアブラツ クタ、ミカサネタル文アルコトヲコノム也。 広カ如ク前ヨリ見レハホソキカ如クハタヘカハウロコノナラビタル如 ムナリ。 筋多クモ、蒺莉ノ」(一○ウ)骨ノセ大キニ肘ノ毛後ロヘナヒクヲコノ ソトハサカンニタチテ甲ノ如ク手ニテナヅレバ肉少クウチハ平ニシテ ハ上へモ下へモヨクトブトイヘトモ物ヲトリヱヌ也。スヘテ髀ハ長ク カモヱ物ヲトリ失フ。ソムヒテケハシク飛クダルヲ云フ也。腰ヨハキ シク飛テ上へ向ヲ云フ也。 ワシルトキカシラト尾ヲ少シアケテトハイシハナツ時能上へ飛。ケハ ニシテ力多ユへ也。スヘテ腰ハツヨカランコトヲコノム。ホコノ上ニ 矢ヲツク時自然ニ尾ヲアゲテウゴカシ頭ヲ「タ」レテ遠クツクハ孔大 ザルノミ也。臀ハ孔ノ大ナランコトヲコノム。 ランコトヲコノム。タ、シフルタカハ斑ラ毛次第ニヘリカクルモステ モノ毛イサキヨキハ是寿命長キ相也。ムネハラノマダラ毛ハ広ク大ナ テキサシ■ニシテ体カロシ。 ヲトル」(一〇オ)トイヘリ。 ソレユへ晋ノ傅玄カ蜀都ノ賦ニモアホキスカタシロキ羽ネ其ノキヨキ ツク末ホソキハ迅ク飛ヒガタシ。 如キハハレヤスシ。指ハフシヲハナレ大ニシテ指ノ間開キシ、マラ スヘテ脛ハアツクミチカクシテマロキカ如クワキヨリ見レハ 趺指ノ文モ是ニ同シカランコトヲコノム也。 毛ハコハクキビシクシテアサヤカニキヨカランコトヲコノム。 平ニシテカレンコトヲコノム。モシムツクリトコへ色地苗 ヲドロノナラビカレタル如キヲホメタリ。足ハクル ソノユヘニ孫楚カ鷹ノ賦ニ足ハ双「枯\_ 爪ハ本アツク末ホソク上ハ隆ク下 是勁キ相也。但ヲト「レ」ルハ下へ飛テシ 取毛堅クセノ上ニ光リアリ。イタ、キヲ 又(晋傅玄ガ) 其ノ上年ヲカサヌル 鷹ノ賦ニ「頸」 モンノ大小ヲハカヽワリ 俗ニ最矢ト云フ。 ウシロ 薄ク弱キモノハ 翻ネ二六アリ 指 ハ平ニシ ノ本上ハ

下色黒シテツヤアランコトヲコノム。マガ大ナルハ鳥ヲトリテ取ハナテ色黒シテツヤアランコトヲコノム。マガ大ナルハ鳥ヲトリテ取ハナテ色黒シテツヤアランコトヲコノム。マガ大ナルハ鳥ヲトリテ取ハナテ色黒シテツヤアランコトヲコノム。マガ大ナルハ鳥ヲトリテ取ハナテ色黒シテツヤアランコトヲコノム。マガ大ナルハ鳥ヲトリテ取ハナテ色黒シテツヤアランコトヲコノム。マガ大ナルハ鳥ヲトリテ取ハナテ色黒シテツヤアランコトヲコノム。マガ大ナルハ鳥ヲトリテ取ハナテ色黒シテツヤアランコトヲコノム。マガ大ナルハ鳥ヲトリテ取ハナテ色黒シテツヤアランコトヲコノム。マガ大ナルハ鳥ヲトリテ取ハナテ色黒シテツヤアランコトヲコノム。マガ大ナルハ鳥ヲトリテ取ハナテ色黒シテツヤアランコトヲコノム。マガ大ナルハ鳥ヲトリテ取ハナアのアットナリ。

(※1)頭注の付箋にも墨書で「ナ」と有り。

新修鷹経中

〔ナル、様ニト、ノへ養フヲ云フ。〕

と異司睪某善省而従焉調大概懼者調亦難得苟非其人道不虞行故魏収曰察之為易調之実難今稽衆術調大概懼者調亦難得苟非其人道不虞行故魏収曰察之為易調之実難今稽衆術鷹者飢附飽揚之禽也故曹太祖謂陳登况曰鷹性不同調亦須別天性快者本不須

ラフトナリ。今調養ノ術ノ品々ヲカンガへ其ノヨキモノヲヱ別・ニカタキトナリ。今調養ノ術ノ品々ヲカンガへ其ノヨキモノヲヱ別・ニスシナシナアリテ各別ナルベシト」(一三オ)ナリ。天性快キハモトヨスシナシナアリテ各別ナルベシト」(一三オ)ナリ。天性快キハモトヨス・主婦の一種、大ムネヲソル、鷹ハ調フレトモ其ノ用ヲエガタシ。コトニカタキトナリ。今調養ノ性色、アリテ同シカラザレバ調フルニモ鷹ハウユルトキハ人ニツキアクトキハハナレ揚ルトリ也。ソレユヘニ

鷹法

湯少之去汁哺馬鼠宍者切湛之温湯以箸攪之両遍換湯二度去汁而哺 許日隔日哺之〔或一日或二三日也〕凡調瘦者豕兎宍」(一四オ)者切湛之温 四五許枚糅宍与之〔不厭飽也〕凡欲入田則前五六日調之若太肥不貪者前十 八月湛之冷水也〕以箸攪之十許遍如此五度〔毎度換湯〕然後洗手攫砕之令 間浴之凡浴者任鷹欲否若鷹情不応體也汚穢則強浴之凡調肥者以馬豕兎鼠鷄 帳架前置掌飼床〔架床相去間可鷹失不及也〕設燈髗〔設灯者為令鷹馴眼及 者放鶉及雑小鳥或快壮者自摯鳥鴙躰鈍者不任不可為常之也〕 者以鷄鴙雛及鶉小鳥与也 若大瘦者日哺或 之〔水鳥不必哺又者聴哺雑小鳥鷂者与鶉雀鼠若之餌鳥其哺鳥法鼠鷹同断也〕 塩鹹傷鷹故必濯之也〕雞鴙水鳥宍者臠割胸宍湛之温湯令気徹而上韓令其啄 有沸更換湯令澄浄而緩緩却湯纔留微液側器向日而炙之良久取鳥毛丸如碁子 鴙宍哺之凡切宍者長寸許広半寸而薄〔諸稱切宍者皆放之〕湛之温湯 接」(一三ウ)如斯不救則致殞絶故令人不暫離凡日晴暖繋庭中格負陽炙背有 弁暗夜倒懸也〕日夜護視更代為之鷹或驚飛下格倒懸不上或脱免旋子日相 凡養鷹者就陽地高燥為構屋作窓使明暖懸隔子陽時則褰陰時則垂中置架懸格 二過或 三過凡巣鷹者勝擊之時漸呼宍旬日以鷄鴙雛投与之〔鷂 五六度然後着鈴入田放野雞不論嶋雄隨獲則与〔鷂 已調習然後隨 〔馬鼠食 〔四月

**閙処擎市上最好避塵烟** 《投与之〔鷂者同巣鷹法〕 ナリ。 前ニ鷹カヒノ床ヲヲク。ホコトユカトノ間ハ鷹ノウチカヽラサルホド 月ハヒヤ、カナル水ニヒタス。カタノゴトクスルコト五度毎ド 寸バカリ広サ五分ハカリニシテウスクス。スベテ切リ肉トイフハ「ミ」 フル」(一五ウ) ニハ馬豕兎鼠鷄雉ノ肉ヲカフ。 ズケガル、トキハシイテモ水アミサスルナリ。 ニッナギヒカゲヲヲヒ背ヲアブラシム。 ノソバヲハナレヌ様ニセシムルナリ。 スクハサレハ命ノ殞絶コトヲイタス。 マモリ見ヨトナリ。鷹アルヒハ驚キテ格ヲ飛ヒヲリサカシマニカヽリ 夜ニ鷹ノサカシマニカ、レルヲ見 アカルク暖カナ」(一五オ) 凡ソ鷹ヲ養フハ東南ムキノ高ク湿気ナキ地形ニイエヲカマへ窓ヲ作リ 水アミセルコト テアガリヱズ。 [或説羅鷹日者不可也] 其皮褁之即以細縄約結如十字亦湛之温湯令気徹然後披皮出之以 [有野心不宍如皆服故令主也] 、時ハ隔子ヲタレヲロス。其中ニ格ヲヲキホコタレヲカケホコノ シメシヅカニ湯ヲシタ 手ヲ洗テ右ノ肉ヲツカミクダキ湯ヲニゴラシ又湯ヲカ i マ 温ナル湯ニヒタシ箸ニテ撹マセルコト モノヲカタフケ日影ヘムケテホシアブル。 アルヒハ旋子ハスシ日々ニ羽ウチス。カクノコトキヲ 更亦擎同前如此三日三夜候其馴麁然後裁食擎使 ロメテ碁石ホトニシ四ツ ハ鷹ノコノミ嫌フニマカス。モシ鷹ノコ、ロ 屍等可擎之勿使駭怖也其与宍者用鷄鴙鼠者切 既熟然後調肥痩 夜 ル様ニ隔子ヲカケ陽気ノ時ハ隔子ヲカヽゲ 雖肥溢不肯為用 (一四ウ) 「ミ」 弁カタメナリ。昼夜カハルカハル 稍馴之時延呼与食呼数日然後以 少シハカリウル 日晴暖気ナルトキハ庭ノ中ノ格 ソレユヘニ人ヲシテシバシモ鷹 〔調法同巣鷹但嶋鳥不哺〕 、五ツ肉ヲカキマセテコレ シハシアリテ水アミセ 更初擎坐火側終宵不厭 肥タル鷹ヲ飼 肉ヲ切ルコトハ長サー 十遍ハカリ。 良ヒサシクシテ ヒトヽノ 体ニ応セ 一湯ヲカ 四月八 ヨ。凡 ヘテキ ・ヲ飼

サハガシキトコロ市ノ中ニスエルコトモツトモヨ ラキカヲ考へテ食ヲヨキホドニカゲンシカヒスヱテ手ニツカシノ 人ノ 熟スルニアカス。翌日午ノ刻ニ又ツナギツク。 ラハサシムベカラスナリ。〕スデニ調ヘナラハシテ其後鷹ノ肥ヘヤ クサカンナルハ雉ニモアハス。ニブキモノハアハセズ。 ラハスコレヲアタフ。 フ。〕其後鈴ヲツケテ田リニ出テ雉ニアハス。トリヱタル時ハ雌 ヲナゲアタフルコト五六度。 巣鷹ハアケウツノ時漸、ニ呼カフ。十日バカリ鶲雉ノヒナヲ以テモシ太タ痩セタル鷹ニハ日、ニ飼フコト或ハニト或ハ三度セヨ。 小鳥ヲ哺。 徹セシメタカタヌキニノホセ啄シム。水鳥ハ必シモカハズモロモロノ 肉ハ胸ノ肉ヲキリサキアタ、カナル湯ニ「ヒ」タシ肉ノ気ヲシテ通リ 食物ハシハハユシ。鷹ヲヤブル故カナラズコレヲ濯ナリ。 シ箸ニテカキマゼル二遍湯ヲカエルコト二度汁ヲステ、飼フ。 シハラクアリテ汁ヲステ、飼フ。 レヲカヘ痩セタル鷹ヲ調フルニハ豕兎ノ肉ハ切リテアタ、カ モシ太夕肥テ貪ラズンハ前十日ハカリ或^一日或ハ二日三日ヘダテ、コ ハヨカラズトナリ。〕夜ハヨヒヨリスヘテ火ノ側ニ坐ス。ヨモスカラモ ナラハシムヘシ。〕羅鷹ハクラキイヱノ内ニツナキ スキタルトモアヘテ用ヒラレス。ナヲ年ヲコヘ」(一六ウ) テト シタカツテウヘシメアカシムル也。〔鷂ハ肥ヘタルイトハス。タトヘ肥 ルコト前夜ニ同シ。カクノゴトクスルコト三日三夜其ノナル、カア ニヒタシ其気ヲ通リ徹セシム。 ヲキラヒ 皮ニテツ、ミ細キ縄ニテ十文字ニ結ヒユ ロヲヨケテスユベシ。 鷄雉ヲ用 鷂二ハ鶉雀鼠ヲカフコトカクノコトシ。 イト ハヌ也。 〔鷂ハ鶉モロモロノ小鳥ニアハス。 鼠ハ切リテアタ、 田ニ出ントセバ五六日 〔鷂ハ鷄雉ノヒナ又ハウヅラ小鳥ヲアタ ヲトロキヲソレシメジトナリ。 馬鼠ノ肉切リテ湯ニヒ」(一六オ)タ 其後皮ヲトキヒラキ カ ナル湯ニヒタシシバ 其ノ夜モ又ヨヒヨリス シ。 ハヘ又アタ、 〔或説ニアミ鷹昼ル 鼠ハ鷹ニ同断ナリ 前ニコレヲ調 塵ケフリ屍 常ニコレ 或ハコ、ロ 鷄雉水鳥ノ ヲ出 、カナル 馬鼠 ラクア 雄ヲヱ テコレ 凡ソ ヤセニ ・
ヲ
ナ ナド

肥ヤセヲ調ヘツナギスユ。〔調ル法巣鷹ニ同シ。但シ「嶋」鳥ヲカハズ。〕 テス、ギテアタフ。 ナゲアタフ。 ヤ、ナル、時ヨビテ食ヲアタフ。 〔鷂ハ巣鷹ノ法ニ同シ。〕」(一七オ) 〔野心アリテクラハズ。皆クラフ様"如此セシム。〕 ヨビナラスコト数ケ日ニシテ鷄雉ヲ 既ニナレ熟シテノチ

### ノ時鷹ヲアハスル法ナリ。〕

駕也〕使犬嗅之若鳥已疲頓可為犬所噬即案役犬繋候鳥蹋起使捉之毎獲必与 害鷹也若草深鷹未起下馬呼上〔下馬隨便必為常也〕然後縦犬嗅之若鷹早出 快理故多与不多隨時折中凡放鷹之後先静駐馬以目送鷹目記訖後挙鞭馳進 隨鷹肥瘦凡鈴者朝伝夕解不則鷹噛鈴笮啄倒懸而死凡鷂者左鷹右犬令嗅隨起 傷也〕取鷹往就清水而先起左膝伸左手加膝上〔或説安座側鳥加左膝令啄〕厭 鷹或不待呼自隨犬飛来此是不用撩者与犬経年調習之所致也如斯鷹者察野 鷹隨犬飛逐若鷹不応更還呼取其鳥疲憊者不必還呼直縦犬噬之得鳥後還呼 (一七ウ) 草集于木赴即察鷹眼所向地之形體遣犬尋鳥越嶮即立岑上遥揚声 至数歩案轡漸迫鷹出草起即走犬令嗅以長葛為経此為鷹獲鳥急執也不則 凡入田捉鳥或多或少好少則弊在慣常故殿後非流利好多則弊在効力猒繁終無 而猶有肥者割胸宍」(一八オ)攫砕令食不斯之為而経日則令鷹不調其多少者 **褁鳥頸於翼中与脚加執而以鳥側置令鷹集上以刀字擺胸肉灑水令啄若可重** 形體先放林木中然後走犬閱鳥凡獲鳥哺鷹者先挟鞭於腰〔為鷹翮触下馬不見 放 《躬鎮鷂漸迫臨発忽然揚声鳥起即毎獲令啄背宍若可哺者折宍攫碎与 一灑水令啄其多少者亦隨肥痩 「鳥」 (一八ウ) 〔謂鶉及雜小鳥或不必与量宜為之也〕凡得鳥哺鷂者往就清水而坐仍於韓 ヲイタシ事シゲキヲキラヒ ニナレテヲクレテハセス、ム心ナキツイヘアリ。 〔縦放難獲横放易捉〕鷂追入草中下馬漸迫若不得鳥上韝駕馬 プカリニ出テ鳥ヲトルコト或ハ多少或ハ少シ。 ハ 時 ニシタガヒテヨキホトニセヨトナリ。 田鳥亦同之也〕凡放鷂者令諸牽犬者能或慎之害鷂不可不量 〔哺法与鷹同〕 テ快キ理ナキツイヘアリ。 若放水鳥 ソ゚ヲヽキヲコノベバ力、スクナキヲコノベバ常 鷹ヲアハスル後先シ 〔謂鸂鶒鶩等 鳥ヲトルコト多 〔或不必 也〕則

鈴

ニチカヨレ。 ノタツニマカセテアハス。 倒ニカ、リ死スルコトアリ。 肉ノカヒヤウ多キ少キハ鷹ノ肥タルトヤセタルトニ相応セヨトナリ。 ルコトモアリ。 猶又カハントセバ サシメ小刀ニテ鳥ノ胸ヲヲシヒラキ水ヲソヽキカケテ啄マシム。モシ ネ」(一九ウ)ノ中へツ、ミアシトソへ取リテ鳥ヲ側ニヲキ鷹ハ上ニ集 説ニ安サシテ鳥ヲソバダテ左ノ膝ニヲキツイバサシム。〕鳥ノクビヲ羽 取テ清キ水ノ辺ニツキ先左ノヒサヲタテ左ノ手ヲ膝ノ上ニヲキ ヲモトムルナリ。鳥ヲ獲テ鷹ニカフニハ先鞭ヲ腰ニハサミ〔馬ヨリ下 ルコトヲ用ヒズ。犬ト年ヲヘテ調ヒナラヘルガユヘナリ。カヤウノ鷹 カマシメテ後ニヨブノミ。鷹呼ハザレドモ犬ニシタガヒテ飛来ルハト 其ノ鳥クタビレツカレハ必ヨヒカヘサザレバタ、ニ犬ヲユルシテ鳥ヲ テ鳥ヲ尋ヌ。サカシキトコロヲコヘ高キトコロニ立テ鷹ヲヨベハ鷹犬 ク草ヨリ出木ニ集バ鷹ノ眼ノムカフトコロノ地形ヲサツシテ犬ヲヤツ ヨリヲル、コトハ其時ノ便宜ニシタカフ。 シカラ「ザ」レバ犬鷹ヲ害スルヲアランカトナリ。モシ草深ク鷹タ丶」 ヲ以テ経トセヨ。是ハ鷹ノ鳥ヲトリタラントキ急ニトランガタメナリ。 ツカニ馬ヲトメテ鷹ヲ見送リ目ジルシヲツケヲハリテ鞭ヲアゲテス、 ノ方ニシタガヒテトビ逐フ。 モシ鷹呼ニヲフゼズンバヨビカヘシトレ。 (一九オ)ズンバ馬ヨリ下リテ呼アケテ其後犬ヲユルシテカヾシム。 、時鷹ノツバサヲクキフ「□」レテソコネヤブランガタメナリ。〕鷹 野田ノ地形ヲヨク察シ考へ先鷹ヲ林ノ中へハナチ其後ニ犬ヲカケ鳥 ハ朝ツケテタベニハトク。 鷹艸ヲ出テ起ハスナハチ犬ヲカケテカヾシメヨ。アサノ緒ノ長 五六間バカリガホトニテ手綱ヲヒカヘテゼンゼンニチカヨリセマ 鳥ヲトリヤスシ。 モシ鳥ヲヱザレバタカダヌキニノボセ馬ニ騎リ カクノゴトクセズシテ日ヲカサヌル時ハ鷹調ヒ習ハズ。 肥タル鷹ニハ鳥ノ胸 タテニアハスレバ鳥ヲトリガタシ。 鷂鳥ヲ追テ草ノ中へ入ラハ馬ヨリ下リ漸く シカラサレバ鷹鈴ヲカミ鈴へ喙 鷂ハ左ノ方鷹ハ右ノ方犬ニカ、シメテ鳥 ノ肉ヲツカミクダキクラハシム 必常法アラス。〕モシ鷹ハヤ ヲハメテ 

以上には、 大二カマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチテトラシム。ト」(二○犬ニカマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチアトラシム。ト」(二○犬ニカマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチテトラシム。ト」(二○犬ニカマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチテトラシム。ト」(二○犬ニカマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチテトラシム。ト」(二○犬ニカマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチテトラシム。ト」(二○犬ニカマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチテトラシム。ト」(二○犬ニカマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチテトラシム。ト」(二○犬ニカマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチテトラシム。ト」(二○犬ニカマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチテトラシム。ト」(二○犬ニカマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチテトラシム。ト」(二○犬ニカマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチテトラシム。ナ」(二○犬ニカマレントセバ犬ヲツナギ鳥ノタツヲマチテトラシム。ト」(二○犬ニカマシンハ肉ヲワケツカミクタキコレヲアタへヨ、(出)のよいカリニのアシムのアントリカルベカラズトナリ。

### **夏養鷹**

凡毛羽初落時 者能候鷹宍調匀然後為之若肥瘦不調則令鷹喘息致死不可不慎 屋出之〔出喩十許日調鷹肥痩但鷂者五六日也〕 為限其羅鷹者嗜水〔鷂亦同之〕小器盛水置之餌閣凡掃屋時則視鷹肥痩肥」〔二 鷹故恒掃之也〕其第一羽初落以夕時置浴船日換納水 六日後為也 約束与之其鷂者用燕雀脱毛約束与之或生与之日哺或一度或二度凡掃屋者五 出鷹也〕孔内置餌閣又屋中置高一許尺石凡哺飼者雑宍与之切濯之於清水葛 燥而暖其中置案座以藁藺等為之縫褁以布径一尺許而円東壁穿小孔〔令不可 (二〇ウ)放着小屋中方丈許於陽地構之南向其戸〔懸納為之重以編本〕 則調之太瘦可死則出之繫格労飼凡毛羽落革第一羽出択中一寸許時自 〔夜把燭掃之或昼以鉤遥掃之蝿蟻慕羶附着余宍為鷹所食還復害 〔謂四月下旬五月上旬也〕 選吉日 出後手執与羅鷹同凡着鈴繋 良辰祭醇 [降而不納也] 〔出時亦同之也 〔夏養者鈴繋 以出屋 欲高

ク。小屋ハー丈四方ハカリ¨シテ東南ノ地ニコレヲカマヘ戸ヲ南ムキニヲソナへ祭リヲナシ〔小屋ヲ出ス時モ是ニ同シ。〕小屋ノ中ニハナチヲ凡鷹¬羽ネ毛初テ落ル時〔四月下旬五月上旬ヲ云フ。〕吉日ヲヱラビ酒

同シ。 コレヲハラフ。昼ハ鉤ヲ以テ遠クハカフ。蝿アリノ類ナマクサキニツ一度或ハ二度ナリ。小屋ノ掃除ハ五六日ノ後ナス也。夜ハ燭ヲトホヲ アタフ。肉ハ切リテキヨキ水ニテ濯。麻ノヲニテユハヘテアタフ。鷂又小屋ノ内ニ一尺バカリノ石ヲヲク。凡ソ飼ヒカフニハ雑ノ肉コレヲ ベキトナリ。 クルトキウゴ <u>۱</u> バカリニ鷹ノ肥タルトヤセタルトヲ調へ養へシ。 テソロヒテー寸バカリノ時小」(二二オ)屋ヨリ出ス。〔イタスハ十日 シテホコニツナギ療治シ飼ヘトナリ。毛羽ネ落チカハリテ第一ノ羽出 马。 レザルナリ。小屋ヲ出ルマテ水ヲ入ルナリ。羅鷹ハ水ヲコノム。 トサバユフカタ水アミ船ヲヲキ日ミニ水ヲ入レカフ。 キ肉ニモツクトキ鷹ニ食セラル鷹ニモアシキ故ナリ。 ニハ燕雀毛ヲヒイテユハヘアタフ。或ハイキナガラモアタフ。一日ニ 内」(二一ウ)ニ餌閣ヲヲク。〔アナヲ小クスルハ鷹ヲ出ザルタメナリ。〕 シテ暖ナルヲコノム。其ノ中ニ架座ヲヲク。藁ヲ以テコレヲ作リ布 一尺ハカリニテ縫ツ、ミマロクス。東ノカベニ小キアナヲアケアナノ ザ 〔カケイレナス様ニ作リ本ヲアム也。〕湿気ナクカハキサハヤカニ 肥ルトキハコレヲ習シ調ヘヨ。太タヤセルトキハ死ベシ。外へ出 ルトキハ鷹イキツキアシク死スルコトヲイタス。 、ノヒタルヲウカガヒテツケヨトナリ。 出シテ後手ニトルコト羅鷹ト同シ。鈴ヲツクルハヨクミミ鷹ノシ 小キ器ニ水ヲモ餌閣ニヲク。小屋ヲ掃フ時ニ鷹ノ肥へ痩セヲ見 カシテ鷹ヲヤブルコトヲイタスユヘシカ云フ。ツ、シム モシ肥トヤセトヲト、ノ タヾシ鷂ハ五六日ナ 夏ノ養ハ鈴ヲツ 雨ノフル日ハイ 第一ノ羽初テヲ

### 雛鷹法

一法者籠中作巣棲之〔作巣同上〕能以節食不飢飢則身體難長飽則膝垂骹異二ウ)命故須出也麁故縄繋着闇夜中使知拘束執三日可擎使熟与宍勿使痩又雑小鳥也〕七月中旬夜半捉取殺気至鷙鳥立秋後羽翅成浪飛不止傷羽損」(二亦不得見人即嬌鳴凡哺飼者与生宍佳与死宍不好〔馬豕兎亀雉是也但鷂者生凡雛鷹者置小屋中〔置屋方丈許〕以皮及葎 羅 像巣棲之高作窓使明勿令得出

**羽酋弱拏弘复真之刃夫〕** 為醜害其毛羽稍有出籠着絆令其縦體逸飛与食必呼数日然後繋格又上手〔ヨ

ヲ自 シテ毛羽ヲモソコナヒアシキ鷹トナル。籠ヲ出シテ絆ヲツケバ鷹ノ身シメズ。ウユレバ身体成長シガタシ。アキスクレハ膝タレスネコトニ ニ飛テヤマス。 三オ)気イタリテ鷲鳥ヲ繋ク也。 数ケ日アリテホコニモツナギ手ニモスへヨ。毛「翮」ネイマダヨハケ リ明ニセシム。 セザルヤウニナスベシ。又一ノ法ハ籠ノ中ニ巣ヲ作リテスマシム。巣 ナギシコトヲシラシメトリテ三日スヘベシ。ナレバ肉ヲアタヘヨ。痩 スベシ。アラキガユヘニクラキ夜ノ中ニツナニテツナギ鷹ニユハヘツ ロミミノ小鳥ナリ。〕七月ノ中旬夜半コロニトラヘトル。 人ヲ見レハ鳴ケバナリ。飼ヒカフニハイキタル肉ヲアタフルヲヨシト コケツタナトヲ以テ巣ノヤウニカタドリコレニスマシム。 スヘテヒナ鷹ハ小屋ノ中ニ置ク。 ノ作リヤウハ上ニシルセル通リナリ。 ・バスユルニモツヽシミテ損ゼザルヤウニナスベシトナリ。」(二三ウ) 死タル肉ハヨカラス。〔馬豕兎亀雉等ナリ。但シ鷂ニハイキタルモ 由ニナサシメ快クトバシメヨ。食ヲアタフルニハ呼ビナラスコト 羽ネヲ損シ命ヲ損スルコトアリ。ソレユヘ小屋ヨリ出 鷹ノ出ザルヤウニセヨ。 立秋ノ後ハ羽ツバサソロヒテミダリ 小屋一丈四方ハカリナリ。 能ク含含食ヲホトヨクシテウヘ 又人ヲ見ザルヤウニスルナリ。 秋ノ殺」(二 窓ハ高ク作 皮ヲヨ

四才)表向裏飜出脚纏末即裂紙貫孔転牽之四才)表向裏飜出脚纏末即裂紙貫孔転牽之。以抉杖自革表上,表向裏飜出脚纏來與一大五分也」凡截革者置之椹上以一寸五分為脚纏広八分縣一寸五分繋把長六寸五分也〕凡截革者置之椹上以一寸五分刀子長短隨鷹長一寸五分繋把長六寸五分也〕凡截革者置之椹上以一寸五分刀子長短隨鷹長一寸五分繋把長六寸五分也〕凡截革者置之椹上以一寸五分別子長短隨鷹長一寸五分繋把長六寸五分也〕凡截革者置之椹上以一寸五分別子長短隨鷹人工資整理之。

脚絆ヲツクルニハタヾシク鷹ヲスヘテ鷹ノ後ヨリフル絆ノカミニツク

ナリ。 ケハ、キノ末ヲカヘシダシ紙ヲサキ穴ヲツラヌキテコレヲヒキトヲス バカリ〔鷂ハ二分バカリ也。〕真中ニヲキクジリニテヲモテヨリ裏ヘム ツナギ把ヲツラヌキヒキカヘスナリ。又ハヾキヲウカツコトスエ三分 トノ裏ニ穴ヲアケ革ノヲモテヨリ真中ニクシ」(二四ウ)リニテクジリ コトシ。ハヾキ鷹ノアシノ大小ニ相応スルナリ。又小刀ニテハヾキモ ヒラ「ク」ナリ。ハヾキモトヲキリタチテハヾキ先ヲ椿ノ葉ノ形リノ マナイタノウヘニヲイテ一寸五分ノ小刀ニテ長短ハ鷹ニ相応シテサキ キハヒロサ八分長一寸五分ツナキハ長サ六寸五分ナリ。〕革ヲタツニハ リテクツロキヨケイアラシムルナリ。 ニテコレヲツクル。ヌウコトハキビシクカタカラシム。ハヾキニイタ ハクロカネノ「ハ」シヲモチユ。脚絆ヲヌウニハ洗革ノヤハラカナル キノスヱヲサシイレ紙ニテヒキトヲスナリ。 〔ハヾキノヒロサ二寸五歩長サ二寸繋把ノ長サ七寸五分ナリ。 抉 杖ヲ以テカハノヲモテヨリハヾキモトノアナヲクジリハヾ 繋把ノ末ヲ脚ニツクルナリ。 モシシブリテイリカタク

震法

各易害也〕 各易害也〕 各易害也〕 各易害也〕 各易害也〕 各易害也〕 各易害也〕 各易害也〕 各易害也〕 各身所進令左肩近格解長」(二五才)絆以右手中指一纏長絆片頭牽離然後放遣〔鷹或不肯飛向者直就格強令集也〕凡自格下鷹者擬執鷹人先緩拳令旋子通行此鷹集格以左手支格以右繋着於帳前若鷹遥望格飛向者再三凡繋鷹者擎鷹人先右側身近格右手執長絆両頭左手不及格三尺許人放鷹隨飛

三タカタスキヲヒキ其後ニハナチヤル。〔鷹モシ飛ムカハズンハスクニニテ帳ノマヘニツナキツク。若シ鷹ハルカニホコヲ見テ飛ムカハヾ再ヲシテトヲリユカシム。鷹ホコニイバ左ノ手ニテホコヲサ、ヘ右ノ手バカリナリ。鷹ヲハナツコトハ鷹ノ飛ニマカセコブシヲユルクシモトバカリナクニハ鷹ヲスユル人右ヲ先ニシテ身ヲソバタテホコニチカヨ鷹ヲツナクニハ鷹ヲスユル人右ヲ先ニシテ身ヲソバタテホコニチカヨ

アラントナリ。〕 「若シ絆ヲヒキ逼サレハタカキレ羽ネヨワクシテホコニテソコネンコトツラヌキセマリ右ノ手トトモニヒキ高クスヱテホコヲハナチモチサル。ツラヌキセマリ右ノ手トトモニヒキ高クスヱテホコヲハナチモチサル。「若シ絆ヲヒマトイマキツケ左ノ手ニ」(二五ウ)テ脚絆ヲトリヒイテ脚ニシヲヒトマトイマキツケエノ手ニ」(二五ウ)テ脚絆ヲトリヒイテ脚ニショントスル人先ツ心ヲシツメ右ノソバヨリ身ヲゼンミミニス、メテ左ノホコニツキシイテイサシムルナリ。〕ホコヨリ鷹ヲヲロサバタカヲトラホコニツキシイテイサシムルナリ。〕

### **僵鷹**法

鷹ノタ、シクヲルコトヲマタストナリ。
 或説ニ鷹キレバ飛クライノ時スグニ右ノ手ニテ鷹ノ両脚ヲアハセトリ鷹ヲフセルニハ先ツ鷹ヲシツメタ、シク臂ノ上ニヲラシム。

ニフレサハラザルヤウニスベシ。コレヲヲカセバ鷹ニカヒアルトナト脚トヲカネテトルナリ。〔指羽ブシノホネ気衝ナラヒニハラコシナド首ヲ鷹ノ右ニ移ツシ脚ハ左右ノチヲソヘコレヲサシハサム。ナヲ左ノサシハサミトリ母指ニテ左右ノ羽ネヲイトヒ胸ノ上尾ノ下ニアケツク。オラ左ノは、ム。左右ノ無名ノ指中指ニテ鷹ノ両膝ノフシヨリウヱヲ」(二六ウ)鷹ヲトラントスル人両ノ手ヲ袖ノウチニカクシセンミミニ手ヲアケテ鷹ヲトラントスル人両ノ手ヲ袖ノウチニカクシセンミミニ手ヲアケテ

リ。〕又右ノ手ニテ鷹ノ左ノ脚ヲトリカヾメツギニ右ノ手ノ母指テ重銭リ。〕又右ノ手ニテ鷹リ左ノ振ハ上ニシルセシト同断ナリ。〕 若シ鷹ヲハ鷹ノ両ノ股ノアイタニツクルモノヲヲトレリトスルナリ。〕 若シ鷹ヲハ鷹ノ両ノ股ノアイタニツクルモノヲヲトレリトスルナリ。〕 若シ鷹ヲハ鷹ノ両ノ股ノアイタニツクルモノヲヲトレリトスルナリ。〕 ガシ鷹ヲリ。〕又右ノ手ニテ鷹ノ左ノ脚ヲトリカヾメツギニ右ノ手ノ母指テ重銭

### **町繋**法

テ鳥ノ羽ノ根ヲウガツ。本ノ頭ヲサルコトニ分バカリナリ。鷂ハ 苞バカリニシテコレヲツク。〕左ノ手ニテ尾ノ下ニヲクリサシハサミ錐ニノ二枚ヲ云フ。〕鳥ノ羽ネニツケテ〔ハダヘニイタ「ヲ」サルコトニ分レバ刈去ル葉ヲ鈴ツケ尾ノ下ニサシハサム。〔鈴ツケノ尾トハ尾ノ真中トリ尾魁ヲヒラキ払ヒ毳ニ水ヲツテヲサメナヅ。ナツレトモ毳フサザ命ヲツケツナグニハ鷹ヲトリフセシメ左ノ手ニ尾ヲトリ右ノ手ニ錐ヲ

テ用ユ。 也。 平ナル寸ハユルミミトコレヲヌキ針ヲ其ノ孔ニツラヌキ尾ノソトヘヒ **ヲツクルコトハ鷹ニハ第一二」(二九オ)三ノ羽ネヲ用ユ。根ノ長サ一** 又両ツノ釘ニテ革ノ末頭ヲマナイタノソトノカドニクギツケ五寸ノ小 色革ノヤハラカナルヲ以テコレヲツ「ク」ル。サキニ長ミヂカヲ考へ キ出シメ針ヲ去ル。 寸四分。鷂ニハ鴨ナドノ第一二三ノ羽ネヲ用ユ。長サ一寸。 両端ヲクギツケノ革ノ本ニツラヌキ上二分ニ孔ヲウガツ。鷂ハ分ナカ テ内ノカタヲキル。 刀ニテ先右ノ革ヲタチ小刀ヲソバダテ、外ノカタヲキリ小刀ヲ正クシ ハカリキリトリテマナイタノ上ニヲキ両ツノ釘ヲ革ノ本頭ニクギウツ。 鈴ツケノ尾ノ本ヨリ末「第」二ノ斑文ノ末端ニイイタルヲ度トス。彩 ヲキルハ一度ニ「タ」ツ。ナリ形ハ圭頭ノ如クシ本端ノ両角ヲソヒテ ハ絲ヲツヾメムスビヒトヘニ結アマシテ一分バカリニテキリサル。革 キツ」(二八ウ)ツメカサネテ両ノ縷ヲタヾシ革ノ上孔ノ中ホドニテム ヨリコレヲイダシ両ノ縷ヲヒトヘニ結テコレヲヒキノバシーノ縷ヲ尾 ノ内ニツリイタシテ左右ノ手ニテ各末ヲモチテ手ヲ合テユルミミト ハ二寸四方也。鷂ハ一寸五分ナリ。大モチノ木ノ葉ヲカゲボシニシ 釘ヲツラヌキカケイトヲ革ニツリコレヲスベク、ルナリ。 〔若手ヲ合テ糸ヲヒカサレバ糸キレテ鷹ノ害ヲナス。〕又一ツニ 左ノ革ヲタツモ是ニ同シ。一ノイトスヂニテ其ノ 鈴ツケノ尾ノソトヨリ錐ノ本ニテ糸ヲツリ葉ノ上 ナカホド 鳥羽ネ

攻觜法

害不可俾攻觜末〕則為劣也〕側刀子剪払觜令有潤澤〔刀子不及突金而出有害也但觜末出而無則為劣也〕側刀子剪払觜令有潤澤〔刀子不及突金而出有害也但觜末出而無下刀子剪斉觜末又開鷹口笮食指削觜傍出者〔古人云而今如羅鷹為不削佳今凡攻觜者捉鷹令俯擬攻人右手捉觜引伸頸以左手無名指間夾持右手以一寸已

手ノ無名ノ指ノ」(二九ウ)間ニハサミモチ右ノ手ニー寸ヨリ内ノ小刀觜ヲ攻ルニハ鷹ヲトリテフセ右ノ手ニテ觜ヲトリクビヲ引ノバシ左ノ

ル害ナシ。觜ノ末ヲハヲセムベカラズト也。〕 ツカフベシ。突金ノ方へ出「レ」バ鷹ニ害アリ。タヾシ觜ノ末イデタコトヨシトス。今ハヲトレリトス。〕小刀ヲソハタテ、キリハラヒ潤澤コトヨシトス。今ハヲトレリトス。〕小刀ヲソハタテ、キリハラヒ潤澤コテまノ末ヲキリト、ノフ。又鷹ノ口ヲ開テ食指ヲ鷹ノ口ニ笮テ觜ノニテ觜ノ末ヲキリト、ノフ。又鷹ノ口ヲ開テ食指ヲ鷹ノ口ニ笮テ觜ノ

介法

而無害不可憚也〕其長隨鷹體耳凡攻爪者捉爪令仰攻人以一寸已下刀子剪礪爪末削去爪上擁着令匂好〔爪虫

ノミナリ。〔爪イデタルハ害ナシ。ハ、カルヘカラズトナリ。〕トギ爪ノ上ヲケツリサリ匂ヨカラシメヨ。ナカサハ鷹ノ恰好ニ応スル攻爪ニハ爪ヲトリテアフノカシメー寸ヨリ内ノ小刀ニテ爪ノ末ヲキリ

忌法 〔鷹ニイミキラフコト也。〕」(三〇オ)

ハ鷹ヲトリスユルコトヲ得セシメズ。リ。古今ニ考ルニ悲アル時節猟スベカラズ。鷹匠モ凶喪ノ事アルトキイミキラフ内悲ヲ本トス。喪アル家ニハカナシミイタムコトサカンナ右悲為本凶喪之家哀痛斯盛訪之古今不宜応猟凡厥掌飼比預此事不得執擎之

系格禁

鷹鷂同繋亦禁為有大害小之心也」(三〇ウ)後臨架格人不懸帳暫不得繋及目病癈血痢鷹不可与平鷹同格〔脚有癈者聴之〕右鷹之為性良多驚猜繋格之時動致傷害或得其道有時而失凡厥掌飼先正手然

ガタメ也。 ガタメ也。 「鷹鶴同クツナクコトモ禁スベシ。大ハ小ヲ害スルノ心アルリウシナウコトアリ。鷹匠先ツ手ヲタヾシフシテホコニノゾム。タレリウシナウコトアリ。鷹匠先ツ手ヲタヾシフシテホコニノゾム。タレヒヤブルコトヲイタス。ホコニツナクノ道ヲ得レトモ或ハ時ミアヤマ夫鷹ノ性ハ驚キウタガフコト多シ。ホコニ繋ク時ヤヽモスレバソコナ

右馴擾之道理令清静喧塵之事尤是可禁凡厥掌飼不得屋内令燎煙燻徹及戲謔

ナカレ。 シキコト尤禁ズベシ。」(三一オ)鷹屋ノ内ニス、ケブリフスブルコト 鷹ヲナレカフノ道ハシツカニキヨクナラシメヨ。サハガシクケガラハ 鷹ヲ飼フモノ鷹屋ノ内ニテタハフレアソブコトナドナカレ。

失

右放鷹之道可候前物若鳥未出草鷹已離則翔集之間遇犬見噬凡厥掌飼慎之勿

ザルニ鷹既ニハナル、時ハカケリヰルノ間犬ニカマル。鷹匠此道理ヲ 鷹ヲハナツノミチマヘノモノヲウカガフベシ。モシ鳥イマタ草ヲイデ ツ、シンテ失フコトナカレ。

吐毛禁

右哺養之道吐毛為要未吐之前先早与宍積漸之後」(三一ウ)終以傷腠凡厥掌

鷹ヲカヒヤシナフノ道毛ヲハクヲカンヨウトス。未ハカサルサキニハ

飼可慎戒之但鷹體疲可一日二哺者一二許度不必待吐

ムベシ。但シ鷹ノテイツカレテ一日二二度カフホドナルトキハ一二度 ヤク肉ヲアタフレハツモリテ腠ヲソコナヘヤブル。鷹匠コレヲツ、シ

斗ハ毛ヲハクコトヲマタズシテ肉ヲアタフベシ。

此趣未習之鷹臨水而浴」(三二オ) 右拭觜之道任鷹進止若鷹未熟習強挙拭杖則觜傍之毛脱落成醜凡厥掌飼宜知

ヲナス。鷹匠ヨロシク此ノヲモムキヲシルベシ。未タナレシエクセサ(ヹ) シイテ拭杖ヲアクルトキハ觜ノカタハラノ毛ヌケヲチナミニクキコト ハシヲヌグウノ法ハ鷹ノ進退ニマカスベシ。若鷹ナトジユクセサルニ

ノタカハ水ニノゾンテ浴シアラウベシ。

右擎鷹走馬必致驚懼傷害之事有時而在凡厥掌飼不得輙然至于鷂子尤可慎之 鷹ヲスヱテ馬ヲハシラセバカナラズ鷹ヲドロキヲソレヤブラレカイス

> ルコトアリ。鷹匠タヤスク馬ヲハスルコトヲヱザレ。 鷂ノ子ハモツト

モツ、シムベシ。

穢器禁」 (三二ウ)

右飼養之道鮮潔為貴醎臭之物必以傷鷹凡厥掌飼着酒気鹽温等之器不得宍養 鷹ヲカイヤシナフノ道ハアサヤカニイサキヨキヲタツトブ。シハハユ

ククサキモノハカナラズ鷹ヲソコナフ。酒気塩気アタ、カナル等ノ器

ニイレテ肉ヲアタフベカラズ。

右汗膩之物理必傷鷹凡厥掌飼臨哺養時務崇洗手

凡穢アブラツクモノハカナラズ鷹ヲソコナヒヤブルノ理アリ。 鷹匠カ

飲酒禁」(三三オ) ヒヤシナフ時ハ崇テ手ヲアラウベシ。

淵酔時不得擎鷹 右酒之為物毒熱大尤盛加以酕醄之徒手足顛倒如令其擎必傷害乎凡厥掌飼属

(※)頭注に墨書で「必一本作如」と有り。 トモガラハ手足モ顛倒ス。カクノコトキ人ヲシテ鷹ヲ擎シムシバカナ 酒ハ毒熱モツトモサカンナルモノナリ。ソレノミナラズ酒ニ酔

ラズ害アリ。鷹匠フカク酔ヘル時ハ鷹ヲスユ「ル」コトヲヱザレトナ

リ。」(三三ウ)

新修鷹経巻之下

出以塗之一方斬数蝿首以銅研伝之」(三四オ)但未試也 物亦宜然至如鷹病未有前論後周魏収近而略述今又引而伸之別之于後凡目病 陶弘景有言曰夫生民所為大患莫急乎疾疹疹而弗治猶救火不以水也人既如 煮黄連以鳥羽塗肩及目有験又研鹽和酢塗之此為劣耳又目翳採竜膽折之即汁 者調養不精之所致也其候見以肩摩目閉睫目輪漸腫眼幕起出来漫瞳人即是也

梁ノ陶弘景イヘルコトアリ。 人タル物ノ大ナル患ハ疾ヨリ急ナルハナ

[ヒタル

テトキテコレヲヌル。 レハ肩ニテ目スル度ニ薬ノ気目ニ及テ快験アリ。又ハシホヲスリ酢ニイテ瞳ヲスル様ニ見ユル類ナリ。黄連ヲ煎シテ鳥ノ羽ニテ鷹ノ肩ニヌ ヲウカ、ヒ見ルニハ肩ニテ目ヲスリ睫ヲトヂ目ブチ次第ニハレドニク セリ。凡鷹ノ目ノ病ハ平生飼ヒ養フコトノアラキユへ也。 鷹ノ病ヲ療治スルコト上古ノ代ニハ病論モア「ラ」ザレトモ近代後周 リ。シカシナガラ此一ノ方ハイユル証拠ヲ見ズトナリ。 竜膽ヲトリテコレヲ折レハ」(三四ウ)茎ヨリ汁出ツ。コレヲヌル。又 一ノ方ニ蝿ノアタマヲアマタキリアツメ銅ニテスリテコレ ノ魏収大略ノベシルセ「リ」。今又其ノ章ヲ引テコレヲ後段ニ品ミシル ルノ理ナシトナリ。 疾アリテ療治ヲ加ヘザルハ火ヲケスニ水ヲ用ヒザルカ如 右ノ薬方ヨリハヲトレリトス。又目カスムニハ 人スデニカクノゴトシ。 鳥類モ又其ノ道理ナリ。 目ノアシキ ラックトナ

### 治鼻塞す

有此候治与此同〕 「「「「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「一方可灸突金上額下毛際三炷猶不愈者 「一方可灸突金上額下毛際三炷猶不愈者 「一方可灸突金上額下毛際三炷猶不愈者 「一方可灸突金上額下毛際三炷猶不愈者 「一方可灸突金上額下毛際三炷猶不愈者 「一方可灸突金上額下毛際三炷猶不愈者 「一方可灸。」 「一方。」 「一方。 「

ヲカギリニ幾度モ右ノ如クス。タヾシ水ヲ吹クハ暁クラキ内ニナスベ ヲヨソ鷹ノ鼻フサガラントスル時先鳴ク声ウルハシカラズ。 面ヲキラヒヲソ「□」 テ後ハ息急ニ鼻ノ孔ナル鷹ヲトラヘテフサシメ紙針ニテスミタル胡麻 一ノ方ニハ人先ツ口ヲス、ギヒヤ、カナル水ヲフクミテ真直ニ鷹ノ鼻 、下ノ毛ギハニ炙スルコト三炷スベシ。 、油ヲアギトノアナニヌリ鼻ノアナヲ吸ヒテ油ノ気ヲトホラシム。又 昼ナスベカラズ。 水ワキへホトバシリチラザルヤウニナスへシ。 鷹水ヲ吹キソ、ガル、コトヲシリテ平生ニ人ノ ル 、癖ツクガユヘナリ。 猶イエザレ 又一ノ方ニ突金ノ上額 バ /両ノ目 トバヒシ ノ間廻毛 病ノ愈ル

> できるで、 「アストラン、「臀ノ塞ルニモ此ノ症アリ。療治モコレニ同シ。」 がス。〔ロノハルヽハサイテ後鉤子ニテカキヲトス也。〕其色赤ク白ク 中頷ノ下コハリ腫コトアリ。スナハチ鷹ヲフサシメ刀針ヲ以テサキイ (三五ウ)ヲハサミテ灸スルコト三炷。又其ノ病ヲモキ者ハ目ノ上口ノ

### 腎塞片

餌哺之為上治務候徹此治則得差若己長」(三六才)大雖労無益不可伝塩〕然後能調餌与之及強遺失色如埴堅如石若猶不愈以犀角丸如豆糅難放頬毛寒竪目輪及觜眼間腫即偃鷹以紙針着清胡麻油塗孔亦伝鹽〔其痛少凡臀欲塞者雖常嗜食不夥而飽或不全食〔終以致須臾不治也〕挙尾屢揺其失

治脚腫方」(「三六ウ)

・ 大力のでは、カウノゴトキハシバシノ間ニ療治ト、カサルコトアリ。

・ 大力のフラ第一ノ療治トス。ツトメテ此療治ノ方ニ通セハ平愈スルコトアカフヲ第一ノ療治トス。ツトメテ此療治ノ方ニ通セハ平愈スルコトルのフラボへズウチスル「コト」アルニウチノ色、植ノ如クカタキコ原シイテヲボへズウチスル「コト」アルニウチノ色、植ノ如クカタキコに有少キハシホヲツケズ。〕其後ニ餌ヲヨクト、ノヘコレヲアタヘヨ。「イナットのブロッチがタク頼ノ毛寒タチ目ブチ觜ト眼ノ間ハル、尾ヲ挙テウゴカシ失ツキガタク頼ノ毛寒タチ目ブチ觜ト眼ノ間ハル、尾ヲ挙テウゴカシ失ツキガタク頼ノ毛寒タチ目ブチ觜ト眼ノ間ハル、尾ヲ挙テウゴカシ失ツキガタク頼ノ毛寒タチ目ブチ觜ト眼ノ間ハル、尾ヲ挙テウゴカシ失ツキガタク頼ノ毛寒タチ目ブチ觜ト眼ノ間ハル、尾ヲ挙テウゴカシ失ツキガタク頼ノ毛寒タチ目ブチ觜ト眼ノ間ハル、尾ヲボカラザレトモアキ或ハ凡ソ鷹ノイザライ塞ントスルモノハ常ニ食ヲホカラザレトモアキ或ハ凡ソ鷹ノイザライ塞ントスルモノハ常ニ食ヲホカラザレトモアキ或ハ

研塩和酢塗之夕塗朝流不則鷹噛脚為塩所傷以柔愞物然後繫之〔寒時用葦皮暖時用薦蓐也〕又為脚繋所曳而腫者初兆時猶不愈者久熟格上之所致也世号曰脚蛌但羅鷹病之猶希巣鷹稍多耳理須纏格凡治脚腫者僵鷹以針周遍刺腫上偏悉出去滑液悪血等既焼銅針毎孔二三刺之

ラカナル物ヲマトイテ鷹ヲツナグベシ。〔寒キ時ハ葦ノ皮ヲ用ヒ暖ナルト云フ。羅鷹ハ此病マレナリ。巣鷹ニハ此病多シ。格ニヤハ」(三七オ)猶イヘザルコトハ格ノ上ニ久クツナガル、ユへ也。世ニナヅケテ脚 蛌シル悪血ヲイダシ銅ノ針ヲヤキアナゴトニ二度三度ヅ、コレヲサス。鷹ノ脚ノ腫タル治スルニハ鷹ヲフセ針ニテ腫ノ上ヲアマネクサシタハ

トス。シカラザレバ鷹アシヲカミテシホノ毒ニヤブラル、ナリ。キザス時シホヲ酢ニトキテコレヲヌル。今晩ヌリツケバ翌朝ハ洗ヒヲ時ハ薦ヲ用イル類ナリ。〕又ハ脚ヲ繋ニヒカレテ腫タルニハ初メ腫レノ

世形ガナ

凡治脚疣者偃鷹杏仁十枚研以絹뭃伝之再三転易以愈為限

タルヲバ新シクトリカユ。疣愈マデツクル也。

脚ノ疣ヲ治スルニハ杏仁十枚スリテ絹ニツ、ミスリツク。二三度ツケ

治囓腹股毛方」(三七ウ)

雖旧説但未試耳水銀如栗子三枚雑哺之囓股毛者採葵莖陽乾燒成灰以湯淋之和雌黄及酢洗之水銀如栗子三枚雑哺之囓股毛者採葵莖陽乾燒成灰以湯淋之和雌黄及酢洗之凡囓腹毛者巴豆一枚中割取一片其三分胡麻油一合更復三即取其一和之乃以

ヲ見ズトナリ。ニテソ、ギ雌黄ト酢トマゼテアラフ。是ハ古キ方ナレトモイマタ証拠ニテソ、ギ雌黄ト酢トマゼテアラフ。是ハ古キ方ナレトモイマタ証拠テコレヲカフ。股ノ毛ヲカムニハ沢葵ノクキヲ日ニホシ灰ニヤキテ湯油一合ヲ三分ニワケ其ノ油ニ右巴豆ヲアワセ水カネヲ粟三粒ホトマゼ鷹腹ノ毛ヲカムニハ巴豆一粒ヲ半分ニワリカタミミヲ三分ニシ胡麻ノ

治囓抜羽方」(三八オ)

凡治囓羽者以熊膽苦茶研和塗之但未試也

ラ此方モイマダ証拠ヲ見ザルトナリ。 鷹羽ネヲカミヌクニハ熊ノ膽 苦 爪ヲスリマゼテコレヌル。シカシナガ

冶缩力

治之必得疾復」(三八ウ)隨而不労終致指瘠食見而不見此為易治或遍着身躰隨毛浮沈奔行速疾如散如集此為難治然務而而安水銀膏於掌上唾混雑以無名指摩塗之一方以酢研雌黄塗之其廢或伝脚侵凡治癈者僵鷹偃臥先以清水洗之以爪若竹筵掻膚上殆出血気更以温湯潔洗之

カナル湯ニテイサギヨクアラヒ水銀膏ヲ手ノヒラニヲキ唾ニテトキマテモ竹ノヘラニテモ鷹ノ膚ノ上ヲ血ノ気ノイヅルホドカキ其後アタヽ鷹ノカユガリヲ治スルニハ鷹ヲフセキヨキ水ニテ洗。アラフ人ノ爪ニ

ニ鷹ノ指ヤスル也。」(三九オ) ニ鷹ノ指ヤスル也。」(三九オ) ・スミヤカニシテトコロヲサダメズチル如クアツマルガ如クナルヲ療トスミヤカニシテトコロヲサダメズチル如クアツマルガ如クナルヲ療リ療ヅキ毛ノウキシ□ミニシタガヒカユガリ惣身ニウツリメ「クル」コニツク。或ハ脚ニツケテワレト脚ヲカムトキ自然ト鷹ノ口ニイル様ロニツク。或ハ脚ニツケテワレト脚ヲカムトキ自然ト鷹ノ口ニイル様で無名ノ指ニテコレヲスリスル。又一方ニ酢ニテ雄黄ヲトキ糜ノトコビ無名ノ指ニテコレヲスリスル。又一方ニ酢ニテ雄

**川**痢方

| 大・青・丁で:ミスシュ、テン・ズミな、「コ・ス・フラ・・・・ケーク | 「「「「大・大・大・大・大・青・黄雀也」 | 但軽者得重重者終死自之外未知所治| 俄頃逐衆鷹而転移如疫病之行人 世 也宜初兆徴此以時以生鳥営哺令肥〔鷹者凡此病者不知何等之所生也或曰熟肉与之故所致也今料量非唯関此其為躰也

外療治ヲシラズトナリ。」(三九ウ) 「鷂ニハ鶉雀ヲアタフ。〕タヾシ病ノ軽キハ生重キハ終ニ死ス。是ヨリハ兆 初メニ生 鳥ヲイトナミカフテ肥ヘシムベシ。鷹ニハ雉ヲアタフ。ノ間ニ外ノ鷹ニウツルコト疫病ノ人間ニウツリメグルガコトシ。此病ノ間ニ外ノ鷹ニウツルミルニ此ノミニアラズ。其ノ病躰ヲ見ルニシバシ此ノ病ハ何故ニ生スルコトヲシラズ。或人ノ曰ク熟セル肉ヲアタフル

治被犬噬鷹執方

凡此病不早治則終致害也
凡治者僵鷹先披露痍出去其中毛而焼泮牛鳥脂塗〔鷹者用牛鴙脂鷂者用鶉脂〕

ヲ加ヘザレハツイニ害ヲイタス也。ニハ牛ト雉ノアブラヲ用ユ。鷂ニハ鶉ノアブラヲ用ユ。此病早ク療治ヘイリタル毛ヲ出シ去リテヤキ牛ト鳥ノ脂ヲカキタテヽツケヌル。鷹是ヲ治スルニハ鷹ヲフセテ先カマレタル疵ヲヒラキアラハシキズノ中

治肉癥方

害癥或腫着腹下或遍五臟中或五臟六腑悉乾枯或説腫着腹下者儻有治以刀子如此無度眸子寂寥如」(四〇オ)視遠物哺食日減転以痩瘠断食即死也披見其凡肉癥者調養不精之所致也其初兆時数振身或振中止或雖不振而愞乱毛斂毛

披割以馬尾縫之但勿犯立死凡羅鷹之徒多得此病巣鷹之類遭之者希古往今来 未知治方治之説請俟後哲

サキ馬ノ尾ニテコレヲ縫フ。ヤマヒナキ肉ヲヲカスコトナカレ。タチ 或ハ」(四○ウ)五臓六腑コトざらクカワキカル。 遠キ物ヲ見ル如ク食日옼ニ減シ次第ニヤセテ食ヲタチテ死ス。ヒライ モ噪デ毛ヲミダシ毛ヲヲサムルコトサダマリナク眸子ウツトリトシテ 初ノキザストキ度ら身ヲフルヒ中ゴロハフルヒヤミ或ハフル 肉ノ癥ノ病ハ常ニト、ノへ養フコトノクハシカラザルユへ也。 ベシトナリ。 ナリ。古ヨリ今マテ此療治ヲシラズ。ヨロシク後ノモノシル人ヲマツ トコロニ死スルナリ。羅鷹ハ此病ヲ得ルコト多シ。巣鷹ハ此ノ病マレ ツクハタマミミイユルコトアリ。 テ其ノ病ノ癥ヲ見レハ或ハ腫レ腹ノ下ニツキ或ハ五臓ノ中ニアマネク 小刀ヲ以テハレタルトコロヲヒラキ 一説ニ腫レ腹ノ下ニ ハザレト 其ノ病

治脚折傷方

凡脚 折傷者削楊木編次繋着取銅屑糅餌哺之此未試也

ニマセテコレヲカフ。イマダ証拠ヲコ、ロミズト也。」(四一オ) 鷹ノ脚クジケタルハ楊ノ木ヲケツリアミツナギツケ銅ノスリクヅヲ餌

治内瘁方

斯皆旧説但未試也凡鷹孔方雖多不詳病治所適是故不得輙言灸艾子者使如小 豆子但鷂者差減耳 麻油和之如豆子以葦管入口爾後可二辰哺食不早用哺食或短気者灸頂上三炷 日三炷一方二腋下五臟孔各灸三炷然後芒硝琥珀牛黄竜骨四種等分末屑以胡 **'内瘁者為犬所噬及溺水之所生也背而上領岐下左右凹処夾灸二炷一方灸腰** 

内瘁ハ鷹犬ニカマレ或ハ木ニ突フレテ生スルナリ。背ヨリ上領 トキ豆ホトニシテ葦ノ管ニテ鷹ノ口ヘイル。其ノ後二時ハカリニシテ コト三炷。 二灸「ス」ルコト毎日三炷。 右ノツボミタル処」 其後芒硝琥珀牛黄竜骨四イロヲ等分ニ屑ニシ胡麻ノ油ニテ (四一ウ)ヲハサミ灸スルコト二炷。又一ノ方ニ腰 又一ノ方ニニノ腋ノ下五臓ノ孔各灸スル アア左

> (白紙)」(四二ウ) サニナスベシトナリ。」 治ハイヒガタシトナリ。 シトイヘトモ病症ニカナフコト詳ナラス。コノユヘニタヤスク灸ノ療 スルコト三炷。是ミナ古来ノ説ニテ試ミザルナリ。 食ヲカフヘシ。早ク食ヲカフベカラス。或ハ短気ナラバイタヾキノ上灸 (四二才) スベテ艾子小豆子ノ大サニスベシ。鷂ハ猶小 スベテ鷹ノ灸穴多

(道具図省略)」 (四三オ)

(白紙)」 (四三ウ)

(道具図省略) 」 (四四オ)

(灸穴図省略)」 (四四ウ)

(灸穴図省略)」(四五オ)

白紙)」(四五ウ) 弘仁九年五月二十二日

賜拳正従六位下行備前権掾勲六等巨勢朝臣馬垂

正七位上行令史兼美作大目上野公祖継等

別当二品行式部卿親王

参議左衛門督従四位下兼守右大弁行近江守良峰朝臣安世」(四六**オ**) 中納言兼左近衛大将従三位行春宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣

従四位下行美濃権守安部朝臣易継

従四位下行越前守勲五等大野朝臣直

右兵衛督従四位下安部朝臣雄

左近衛中将従四位下兼行左中弁越前権守皇系統

能麿

新修鷹経上中下以類書及弁疑論再三遂校合了

(| 昌平坂学問所

(「文政庚寅」 (四六ウ)

付記

前稿「『新修鷹経諺解』の翻刻と解題」(『八洲学園大学紀要』第七号)の

- 翻刻において誤記・誤植があった。次の通り訂正する。
- ・七オ 《誤》 「左ノカキツナラネシト云フ意ナリ。」
- 《誤》 Ē 「鷹二食セラル。鷹ニモアシキ故ナリ。」 「左ニカキツナラネシト云フ意ナリ。」

・四九ウ

《誤》  $\widehat{\mathbb{E}}$ 「長サー寸ナカホドヨリ」

・六七オ

- 「鷹ニ食セラル鷹ニモアシキ故ナリ。」
- 影 「長サー寸。ナカホドヨリ」

(受理日:二〇一二年三月一六日)